

第6期宮崎市障がい福祉計画

(第2期宮崎市障がい児福祉計画)

令和3年3月

宮崎市



目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 基本理念	
4 計画の期間	
5 計画の達成状況の点検及び評価	
第2章 障がい者の状況	5
第3章 前期計画(第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画)の評価	7
1 数値目標と実績	
2 障がい福祉サービス等について	
3 地域生活支援事業について	
第4章 令和5年度の数値目標等の設定	16
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	
2 福祉施設から一般就労への移行等	
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	
4 障がい児支援の提供体制の整備等	
5 相談支援体制の充実・強化等	
6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	
第5章 障がい福祉サービス等の見込み量及び見込み量確保のための方策	22
1 訪問系サービス	
2 日中活動系サービス	
3 居住系サービス	
4 相談支援	
5 障がい児通所等支援	
6 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
7 相談支援体制の充実・強化のための取組	
8 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組	
第6章 地域生活支援事業等の見込み量及び見込み量確保のための方策	48
1 必須事業	
2 その他の事業	
第7章 資料	61
1 パブリックコメントの実施	
2 計画の策定経過	

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

第6期宮崎市障がい福祉計画及び第2期宮崎市障がい児福祉計画（以下、「本計画」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）に掲げる「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という理念を実現するとともに、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に掲げる「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」という児童の権利を踏まえて、障がい児や障がい者への障がい福祉サービス、相談支援、障がい児通所等支援及び地域生活支援事業を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるよう、令和5年度における数値目標の設定や、今後の障がい福祉サービス等の見込み及び提供体制の確保について定めます。

2 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第87条第1項の規定及び児童福祉法第33条の19第1項により定められた国の基本指針に即して、障害者総合支援法第88条第1項による「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項による「市町村障害児福祉計画」を、同法同条第6項の規定により一体のものとして策定するものです。

第五次宮崎市総合計画の基本目標である「良好な生活機能が確保されている都市（まち）」を実現し、障がい者の地域生活への移行又は継続を支援するため、「障がいのある人が、安心して自立した生活を送っている」を基本理念とした「宮崎市障がい者計画（第3期）」を補完する実施計画として、障がい福祉に関する各種計画等との整合性を図りながら、障がい福祉サービス等の提供に関する今後の見込み量や見込み量確保のための方策等を定めます。

3 基本理念

（1）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む）並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児とし、障がい種別による格差が生じないようにサービスの充実を図ります。

また、発達障がい者や高次脳機能障がい者、難病患者等については、従来から障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るとともに、難病患者等本人に対して必要な情報提供を行う等の取組により、障がい福祉サービスの活用が促されるよう適切な支援に取り組みます。

(3) 地域生活への移行、継続の支援及び就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域における地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。また併せて、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや柔軟なサービスの確保等を図り、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要となります。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）が、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築に取り組みます。

(6) 障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化や高齢化が進む中、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があるため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を関係者が協力して取り組みます。

なお、人材の確保にあたっては、関係機関と連携し、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者などに対する障がい特性への理解促進を図ります。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきであり、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、障がい者がより働きやすい社会の構築が求められる中、就労に係る介助などの支援のニーズが高まっているため、今後の障がい者に対する就労支援のあり方を見据え、重度障がい者等の通勤や職場における支援について検討を進めます。

4 計画の期間

令和2年度は、平成30年度から令和2年度までの3年間を計画期間として策定した第5期宮崎市障がい福祉計画及び第1期宮崎市障がい児福祉計画に係る必要な見直しを行い、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする本計画を策定します。

なお、第7期宮崎市障がい福祉計画（第3期宮崎市障がい児福祉計画）については、令和5年度中に令和6年度から令和8年度までを計画期間として策定する予定です。

平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
宮崎市障がい者計画（第3期） ※計画期間：平成25年度～令和4年度（10年間）								
第5期宮崎市障がい福祉計画 (第1期宮崎市障がい児福祉計画)								
		見直し	第6期宮崎市障がい福祉計画 (第2期宮崎市障がい児福祉計画)					
					見直し	第7期宮崎市障がい福祉計画 (第3期宮崎市障がい児福祉計画)		

5 計画の達成状況の点検及び評価

本計画に定めた数値目標やサービス見込み量は、少なくとも年一回は実績を把握し、関連する施策の動向を踏まえながら、中間評価として分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、変更、見直し等を行います。

また、本計画の達成状況の点検及び評価にあたっては、「宮崎市障がい者施策推進協議会」「宮崎市自立支援協議会」に報告を行い、「宮崎市ホームページ」に公開して、適正な進行管理に努めます。

第2章 障がい者の状況

(1) 障がい者手帳等の交付状況の推移

身体障がい者手帳の令和元年度の所持者数は、平成27年度と比較すると3.2%の減で年々減少しています。また、特定医療費受給者証についても認定基準の見直しにより5.4%の減となっています。

一方で、療育手帳は10.5%の増、精神障がい者保健福祉手帳は38.8%の増と年々増加しています。

(年度末現在、単位：人)

手帳等の種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障がい者手帳	19,603	19,415	19,226	18,986	18,793
※()は18歳未満	(404)	(375)	(383)	(375)	(373)
療育手帳	3,326	3,281	3,388	3,475	3,676
精神障がい者保健福祉手帳	3,164	3,464	3,839	4,130	4,392
特定医療費(指定難病)受給者証	3,236	3,308	2,933	3,004	3,062
宮崎市人口 (10月1日現在)	401,138	399,979	399,565	398,841	398,307

(2) 令和元年度身体障がい者手帳の交付状況

① 障がい別

(令和2年3月末現在、単位：人)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障がい	550	390	47	52	113	45	1,197
聴覚・平衡機能障がい	90	300	151	528	9	437	1,515
音声・言語・そしゃく機能障がい	11	18	102	65	—	—	196
肢体不自由	2,078	1,933	1,494	2,082	951	435	8,973
内部障がい	3,139	77	781	2,915	—	—	6,912
計	5,868	2,718	2,575	5,642	1,073	917	18,793

② 者・児別

(令和2年3月末現在、単位：人)

区分	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語・そしゃく機能障がい	肢体不自由	内部障がい	計
18歳未満	13	37	3	237	83	373
18歳以上	1,184	1,478	193	8,736	6,829	18,420

(3) 令和元年度療育手帳の交付状況

(令和2年3月末現在、単位：人)

程度	A	B-1	B-2	計
所持者数	1,525	1,043	1,108	3,676

(4) 令和元年度精神障がい者保健福祉手帳の交付状況

(令和2年3月末現在、単位：人)

等級	1級	2級	3級	計
所持者数	277	2,254	1,861	4,392

第3章 前期計画(第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画)の評価

1 数値目標と実績

前期計画では、福祉施設入所者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行等について、国の指針どおりではなく、各種調査の結果や第3期宮崎市障がい福祉計画の実績値等を鑑み、数値目標を設定しました。

「福祉施設入所者の地域生活への移行」については、障がい支援区分が高い入所者が多いことや、入所者やその家族の高齢化等に加え、待機者も多いことから、施設入所へのニーズが依然として高く、入所者数の削減目標の達成はできませんでしたが、一方で、地域生活移行者数については、各種取組の成果により、目標を達成する見込みです。

「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」については、保健、医療、福祉関係者による協議の場として、自立支援協議会の地域移行支援部会を位置づけることで、目標を達成しました。

「福祉施設から一般就労への移行等」については、概ね目標を達成することができましたが、就労移行支援事業所の数が減少傾向にあることなどから、就労移行支援事業に関する目標については、わずかに目標を下回る見込みです。

「地域生活支援拠点等の整備」については、基幹相談支援センターを地域生活支援拠点等の中核機関として位置づけることとし、今後、引き続き、機能強化に取り組むこととしています。

「障がい児支援の提供体制の整備」については、全ての項目において目標を達成しており、特に、重症心身障がい児を支援する事業所が順調に増えてきたことで、支援体制が整ってきているものと考えています。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	数値目標 (令和2年度)	実績見込 (令和2年度)	達成率
施設入所者の削減数 ※平成28年度末時点の入所者数(421人)の2%減	9人	△8人	未達成
施設入所者の地域生活移行者数 ※平成28年度末時点の入所者数(421人)の6%	26人	28人	107.7%

(2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項 目	数値目標 (令和2年度)	実績見込 (令和2年度)	達成率
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置の有無 ※令和2年度末までに設置	有	有	達成

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

項 目	数値目標 (令和2年度)	実績見込 (令和2年度)	達成率
福祉施設から一般就労への年間一般就労移行者数 ※平成28年度の年間一般就労移行者数(74人)の1.2倍	89人	69人	77.5%
就労移行支援事業の利用者数 ※平成28年度末における利用者数(182人)の2.5割増加	228人	202人	88.6%
就労移行支援事業所ごとの就労移行率 ※就労移行率が3割以上の事業所の割合が全体の5割	5割	4.6割	92.0%
就労定着支援による職場定着率 ※就労定着支援1年後の職場定着率が8割以上	8割	8.8割	110.0%

(4) 地域生活支援拠点等の整備

項 目	数値目標 (令和2年度)	実績見込 (令和2年度)	達成率
地域生活支援拠点等の整備箇所数 ※令和2年度末までに1箇所整備	1箇所	1箇所	達成

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

項 目	数値目標 (令和2年度)	実績見込 (令和2年度)	達成率
児童発達支援センターの設置	3箇所	3箇所	100.0%
保育所等訪問支援の利用体制構築	有	有	達成
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1箇所	2箇所	200.0%
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	1箇所	3箇所	300.0%
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有	有	達成

2 障がい福祉サービス等について

(1) 全体的な評価

障がい福祉サービスの利用者及びサービス量については、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部のサービスで見込値を下回る実績になるものの、多くのサービスで見込値を上回る見込みであることから、障がい者が必要なサービスを利用し、自立した地域生活と社会参加の推進が図られてきているものと評価します。

今後、将来にわたり持続したサービス提供を実現するためには、サービスを支える人材の確保及び育成が求められています。

また、今後増加が見込まれる重症心身障がい児・者や医療的ケアが必要な障がい児・者に対するサービスにつきましては、今後も引き続き、ニーズに即したサービス提供体制の整備に努めていく必要があると考えています。

(2) サービスの種類ごとの評価

①訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援）

訪問系サービスについては、近年は利用者数やサービス量は増加傾向にあり、どちらも見込値を上回っていますが、居宅における介護ニーズの多様化が進んでおり、障がいの特性にあったサービスの提供が求められています。

種 類	項 目	見込値 (令和2年度)	実績見込 (令和2年度)	評価
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障がい者等包括支援	サービス量/月	23,213 時間	25,296 時間	109.0%
	実利用者数/月	703 人	803 人	114.2%

②日中活動系サービス（生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所）

日中活動系サービスについては、ほとんどのサービスで利用が伸びており、必要な支援が順調に広がっていると評価できます。

一方で、自立訓練（生活訓練）については、2年間の標準利用期間が設定されているため、他のサービスに移行することがあることに加えて、新規の利用も少なかった状況です。また、就労移行支援については、2年間の標準利用期間が設定されていることと、事業所数が減少したこともあり、利用者数が減少している状況です。

種 類	項 目	見込値 (令和2年度)	実績見込 (令和2年度)	評価
生活介護	サービス量/月	18,643 人日分	18,612 人日分	99.8%
	実利用者数/月	971 人	990 人	102.0%
自立訓練（機能訓練）	サービス量/月	394 人日分	413 人日分	104.8%
	実利用者数/月	24 人	24 人	100.0%
自立訓練（生活訓練）	サービス量/月	973 人日分	738 人日分	75.8%
	実利用者数/月	64 人	47 人	73.4%
就労移行支援	サービス量/月	3,944 人日分	3,474 人日分	88.1%
	実利用者数/月	228 人	202 人	88.6%
就労継続支援（A型）	サービス量/月	9,476 人日分	8,592 人日分	90.7%
	実利用者数/月	515 人	457 人	88.7%
就労継続支援（B型）	サービス量/月	15,322 人日分	14,500 人日分	94.6%
	実利用者数/月	896 人	858 人	95.8%
就労定着支援	実利用者数/月	37 人	43 人	116.2%
療養介護	実利用者数/月	83 人	87 人	104.8%
短期入所（福祉型）	サービス量/月	1,147 人日分	1,201 人日分	104.7%
	実利用者数/月	244 人	231 人	94.7%
短期入所（医療型）	サービス量/月	221 人日分	260 人日分	117.6%
	実利用者数/月	49 人	52 人	106.1%

③居住系サービス（自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援）

自立生活支援及び共同生活援助については、事業所が増加したことなどから見込値を上回る実績となる見込みであり、地域生活への移行の促進について一定の成果が挙げられたと評価しています。

施設入所支援については、今後、地域移行後の不安の解消等、地域移行のための支援体制の更なる充実を図り、いかに入所者数の削減を進めていくかが課題となっています。

種 類	項 目	見込値 (令和2年度)	実績見込 (令和2年度)	評価
自立生活援助	実利用者数/月	4人	21人	525.0%
共同生活援助	実利用者数/月	285人	300人	105.3%
施設入所支援	実利用者数/月	412人	429人	104.1%

④相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）

計画相談支援については、見込値を上回る実績となる見込みであり、各種サービス利用ニーズに対応できたものと評価しています。今後も引き続きサービス利用者が増加することが見込まれることなどから、相談支援事業所に対する人材確保や人材育成の支援が求められると考えています。

地域移行支援及び地域定着支援については、見込値を上回る実績となる見込みであり、今後も引き続き、福祉施設等から地域生活への移行を推進する観点から、制度の周知や関係機関との連携をさらに強化しながら利用を促進する必要があります。

種 類	項 目	見込値 (令和2年度)	実績見込 (令和2年度)	評価
計画相談支援	実利用者数/月	757人	967人	127.7%
地域移行支援	実利用者数/月	4人	5人	125.0%
地域定着支援	実利用者数/月	6人	17人	283.3%

⑤障がい児通所等支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障がい児相談支援）

児童発達支援については、事業所の開設が堅調に進んだこともあり、利用ニーズに概ね応えられている状況です。

また、放課後等デイサービスについても、事業所の増加とともに利用の伸びが顕著であり、見込値を大きく上回る実績となりましたが、今後は利用者のニーズに寄り添ったサービスの提供が課題であると考えています。

さらに、保育所等訪問支援については、サービスの周知による利用が進んだことから、見込値を大きく上回る実績となっています。

一方で、医療型児童発達支援や居宅訪問型児童発達支援については、利用が少ない状況が続いており、重症心身障がい児や医療的ケアが必要な障がい児の利用が進むような環境の整備が引き続き求められています。

種 類	項 目	見込値 (令和2年度)	実績見込 (令和2年度)	評価
児童発達支援	サービス量/月	2,688 人日分	2,584 人日分	96.1%
	実利用者数/月	168 人	170 人	101.2%
医療型児童発達支援	サービス量/月	43 人日分	15 人日分	34.9%
	実利用者数/月	7 人	1 人	14.3%
放課後等デイサービス	サービス量/月	8,597 人日分	11,823 人日分	137.5%
	実利用者数/月	623 人	863 人	138.5%
保育所等訪問支援	サービス量/月	8 人日分	58 人日分	725.0%
	実利用者数/月	4 人	18 人	450.0%
居宅訪問型児童発達支援	サービス量/月	15 人日分	5 人日分	33.3%
	実利用者数/月	3 人	1 人	33.3%
障がい児相談支援	実利用者数/月	202 人	260 人	128.7%
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置人数	1 人	1 人	100.0%

3 地域生活支援事業について

(1) 全体的な評価

地域生活支援事業については、全体的には安定したサービスの提供が図られているものと考えています。さらなる利用の促進を図るためには、制度の周知や関係機関との連携をさらに強化する必要があります。

主なものとして、相談支援事業については、地域における相談支援の中核的な機関として平成25年に設置した基幹相談支援センターを中心に、他の関係機関と連携を図りながら利用者への支援を行うとともに、相談支援事業所等への事例検討会や研修会を随時実施し、支援者のレベルアップに努め、障がい者等への支援の充実を図っています。

また、意思疎通支援事業については、手話通訳者や要約筆記者の延べ利用者は増加傾向にありますが、1人あたりの利用回数が減ったため、派遣回数が見込値を下回る結果となりました。

なお、令和2年の新型コロナウイルス感染症の影響により、移動支援事業のうち重度身体障がい者移動支援事業や福祉バス運行事業の利用が減少し、手話奉仕員養成研修事業や専門性の高い意思疎通支援者養成研修事業については、研修の開始時期が遅れたことで、修了予定者が翌年度へ繰り越す結果となりました。

<必須事業>

種 類	項 目	見込値 (令和2年度)	実績見込 (令和2年度)	評価
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	達成
自発的活動支援事業	ワークサポーター 登録者数	20	-	-
※H30.4月から「就労定着支援」サービスが追加されたことに伴い、H31.4月に事業廃止				
相談支援事業				
①障がい者相談支援事業	実施箇所数	6	5	83.3%
基幹相談支援・虐待防止センター	設置の有無	有	有	達成
②基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	達成
③住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	達成
成年後見制度利用支援事業	実利用者数/年	4	11	275.0%
成年後見制度法人後見支援事業	受任件数/年	40	33	82.5%
意思疎通支援事業				
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	派遣件数/年	820	627	76.5%
②手話通訳者設置事業	設置者数	2	2	100.0%

種 類	項 目	見込値 (令和2年度)	実績見込 (令和2年度)	評価
日常生活用具給付等事業				
①介護・訓練支援用具	給付等件数/年	49	32	65.3%
②自立生活支援用具		126	107	84.9%
③在宅療養等支援用具		94	144	153.2%
④情報・意思疎通支援用具		73	84	115.1%
⑤排泄管理支援用具		2,400	2,529	105.4%
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）		20	16	80.0%
手話奉仕員養成研修事業	養成講習修了者数	55	0	0.0%
移動支援事業				
①重度身体障がい者移動支援事業	延べ利用者数/年	1,200	410	34.2%
	延べ利用時間数/年	1,000	340	34.0
②外出介護事業	実利用者数/年	486	504	103.7%
	延べ利用時間数/年	37,000	33,656	91.0%
③福祉バス運行事業	延べ利用者数/年	3,200	1,840	57.5%
	延べ利用時間数/年	800	520	65.0%
地域活動支援センター機能強化事業				
①地域活動支援センターⅠ型事業	実施箇所数	2	2	100.0%
	延べ利用者数/年	11,750	9,000	76.6%
②地域活動支援センターⅡ型事業	実施箇所数	1	3	300.0%
	実利用者数/年	32	37	115.6%
③地域活動支援センターⅢ型事業	実施箇所数	4	3	75.0%
	実利用者数/年	60	44	73.3%
発達障がい者センター運営事業	設置の有無	有	有	達成
障がい児等療育支援事業	実施箇所数	3	3	100.0%
専門性の高い意思疎通支援者養成研修事業	養成講習修了者数	90	0	0.0%

<その他の事業>

種 類	項 目	見込値 (令和2年度)	実績見込 (令和2年度)	評価
福祉ホーム事業	実施箇所数	1	1	100.0%
	実利用者数/年	20	21	105.0%
訪問入浴サービス事業	延べ利用日数/年	1,284	3,448	268.5%
	実利用者数/年	19	39	205.3%
障がい者スポーツ大会開催事業	実施回数	1	0	0%
	延べ利用者数/年	250	0	0%
点字・声及び手話の広報等発行事業	延べ作製本数/年	3,100	3,200	103.2%
自動車運転免許取得・改造助成事業	延べ利用者数/年	14	14	100.0%
日中一時支援事業	延べ利用日数/年	52,500	44,333	84.4%
	実利用者数/年	891	695	78.0%

第4章 令和5年度の数値目標等の設定

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設入所者の地域生活への移行は少しずつ進んできている一方で、入所施設には待機者も多い現状等から、入所者数自体の削減は進んでいない状況にあります。

令和5年度末までの目標値については、地域生活を希望する障がい者本人の意向や心身の状態も踏まえ、グループホームなどの受け皿の増加や関連するサービスの充実等による各種支援に引き続き取り組むことで、国の指針に沿った数値を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項 目		数 値
(A) 令和元年度末時点の施設入所者数		435 人
【目標値】	(B) 施設入所者の削減数 ((A) × 1.6%) ※国の指針 : (A) の 1.6%	7 人
	施設入所者の地域生活移行者数 ((A) × 6%) ※国の指針 : (A) の 6%	27 人
令和2年度末の施設入所者数 (見込み)		433 人
令和5年度末の施設入所者数 (A - B)		428 人

※施設入所者数は支給決定者数。

※地域生活移行とは、施設入所者が居宅等（グループホームを含む）へ移行することをいいます。

2 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する人数の目標値を、これまでの実績等を勘案して、令和元年度の一般就労への移行実績を国の指針に沿った1.27倍以上と設定します。

なお、サービス毎の目標についても国の指針に沿った設定とし、就労移行支援事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.3倍以上、就労継続支援A型は、1.26倍以上、就労継続支援B型は1.23倍以上を目標とします。

また、障がい者の一般就労への定着も重要であることから、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目標とするほか、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標とします。

一般就労の促進にあたっては、支援する事業所及び雇用する企業等のいずれも、障がいに対する理解を深め、その特性に応じた支援や配慮を行うことで、定着率の向上に繋がっていくと考えられることから、併せて障がい理解の啓発に努めていくこととします。

さらに、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成25年4月1日施行）において、毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成することとなっており、その方針に基づいて障がい者就労施設等の受注の拡大への取り組みを進めていきます。

(1) 福祉施設から一般就労への移行

項 目	数 値
令和元年度の年間の一般就労移行者数 (A)	96 人
【目標値】令和5年度の年間一般就労移行者数 ※国の指針：(A) の1. 27倍以上増加	122 人 (1. 27倍)

(2) 就労移行支援事業の移行者数

項 目	数 値
令和元年度の年間の移行者数 (A)	51 人
【目標値】令和5年度の年間の移行者数 ※国の指針：(A) の1. 3倍以上増加	67 人 (1. 3倍)

(3) 就労継続支援A型事業の移行者数

項 目	数 値
令和元年度の年間の移行者数 (A)	25 人
【目標値】令和5年度の年間の移行者数 ※国の指針：(A) の1. 26倍以上増加	32 人 (1. 26倍)

(4) 就労継続支援B型事業の移行者数

項 目	数 値
令和元年度の年間の移行者数 (A)	17 人
【目標値】令和5年度の年間の移行者数 ※国の指針：(A) の1. 23倍以上増加	21 人 (1. 23倍)

(5) 就労定着支援事業の利用者数及び職場定着率

項 目	数 値
【目標値】就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合 ※国の指針：7割以上	7 割
【目標値】就労定着率8割以上の就労定着支援事業所 ※国の指針：就労定着支援事業所全体の7割以上	7 割

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

令和2年3月に基幹相談支援センターを中核機関として位置付けた地域生活支援拠点等について、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、福祉・保健・医療・教育など地域の社会資源の連携体制の構築など、機能強化に取り組みます。

なお、運用状況の検証及び検討を年1回以上行うこととします。

項 目	数 値
【目標値】地域生活支援拠点等の整備箇所数 ※国の指針：令和5年度末までに1箇所整備	1 箇所
【目標値】運用状況の検証及び検討回数 ※国の指針：運用状況の検証及び検討を年1回以上	1 回

4 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指し、令和5年度末までに、児童発達支援センターを4箇所以上設置することを目標とします。

また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、引き続き、保育所等訪問支援を利用できる体制の維持・拡充に取り組むほか、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも5箇所以上確保することを目標とします。

さらに、医療的ケア児等については、適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等で構成された協議の場を設置し、支援に必要な措置等を関係機関が連携して協議するとともに、地域での育ちを保障するため、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置し、医療的ケア児等の実態把握を行い、必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげ、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進していきます。

(1) 児童発達支援センターの設置

項 目	数 値
【目標値】児童発達支援センターの設置箇所数 ※国の指針：令和5年度末までに1箇所以上設置	4 箇所

(2) 保育所等訪問支援の利用体制構築

項 目
【目標値】保育所等訪問支援を利用できる体制の構築（継続） ※国の指針：令和5年度末までに構築

(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保

項 目	数 値
【目標値】主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数 ※国の指針：令和5年度末までに1箇所以上確保	2 箇所

(4) 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

項 目	数 値
【目標値】主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数 ※国の指針：令和5年度末までに1箇所以上確保	3 箇所

(5) 医療的ケア児等の支援のための関係機関の協議の場の設置

項 目
【目標値】保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置（継続）

(6) 医療的ケア児等に関するコーディネーター配置

項 目
【目標値】コーディネーターの配置（継続）

5 相談支援体制の充実・強化等

障がい者等が地域において、自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠であるため、基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、同センターにおいて、地域の相談支援体制の強化のため、訪問等による専門的な指導・助言のほか、人材育成の支援、連携強化の取組みを実施することとし、数値目標を以下のとおり設定します。

なお、取組みにあたっては、障がいの特性に応じた相談支援に繋がるよう、障がいに対する理解促進に努めていくこととします。

(1) 総合的・専門的な相談支援

項 目
【目標値】総合的・専門的な相談支援体制の構築（継続）

(2) 地域の相談支援体制の強化

項 目	数 値
【目標値】令和5年度末までの訪問等による専門的な指導・助言件数/年	12 件
【目標値】令和5年度末までの人材育成支援件数/年	6 件
【目標値】令和5年度末までの連携強化取組実施回数/年	6 回

6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、事業所が障がいへの理解を深め、利用者が障がい特性に応じて真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うことが重要です。

そのため、市の職員は障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているか検証を行います。

また、自立支援審査支払システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となるため、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築します。

(1) 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

項 目	数 値
【目標値】県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数/年	5 人

(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

項 目	数 値
【目標値】審査結果の分析結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有体制	有
【目標値】審査結果の分析結果を活用し、事業所や関係自治体等との事業所や関係自治体等との共有回数/年	1 回

(3) 指導監査結果の関係市町村との共有

項 目	数 値
【目標値】指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有体制	有
【目標値】指導監査結果の関係自治体との共有回数/年	1 回

第5章 障がい福祉サービス等の見込み量及び見込み量確保のための方策

※令和2年度の実績値＝令和2年12月時点での年度推計

1 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援

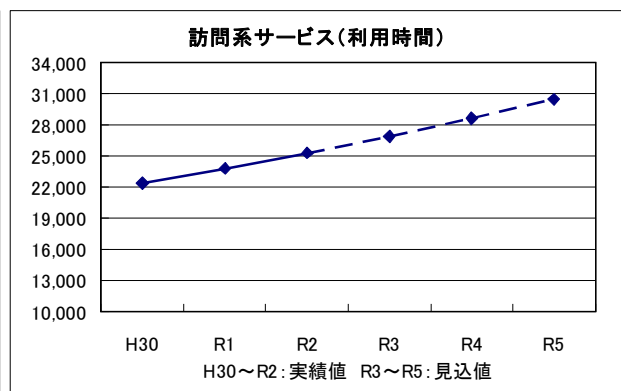
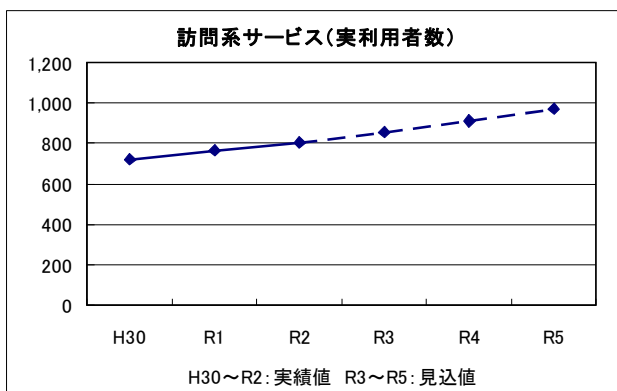
【サービスの概要】

- ・居宅介護 : 自宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行うものです。
- ・重度訪問介護 : 重度の障がい者等で常に介護を必要とする人を対象とした、ホームヘルプや外出時の移動支援などを総合的に行うものです。
- ・同行援護 : 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人を対象に、移動時及びそれに伴う外出先において必要な支援・援助を行うものです。
- ・行動援護 : 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うものです。
- ・重度障がい者等包括支援 : 介護の必要性が非常に高い人に居宅介護等複数のサービスを包括的に行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

福祉施設入所者等の地域生活への移行などにより、訪問系サービスの利用者の増加が予想されるため、安定したサービス提供体制の維持について、サービス提供事業者等と連携を図ります。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数/月	見込値	687	695	703	854	910	969
	実績値	721	765	803	—	—	—
利用時間/月	見込値	22,195	22,704	23,213	26,901	28,623	30,472
	実績値	22,389	23,798	25,296	—	—	—



<内訳>

		実績値			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅 介護	実利用者数/月	509	545	589	636	687	741
	利用時間/月	11,539	12,729	14,254	15,394	16,626	17,956
重度訪 問介護	実利用者数/月	15	17	18	19	21	22
	利用時間/月	5,238	5,265	5,519	5,894	6,295	6,723
同行 援護	実利用者数/月	196	202	195	198	201	205
	利用時間/月	5,562	5,755	5,480	5,567	5,656	5,747
行動 援護	実利用者数/月	1	1	1	1	1	1
	利用時間/月	50	49	43	46	46	46

※重度障がい者等包括支援については、指定事業所がなく実績無し。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

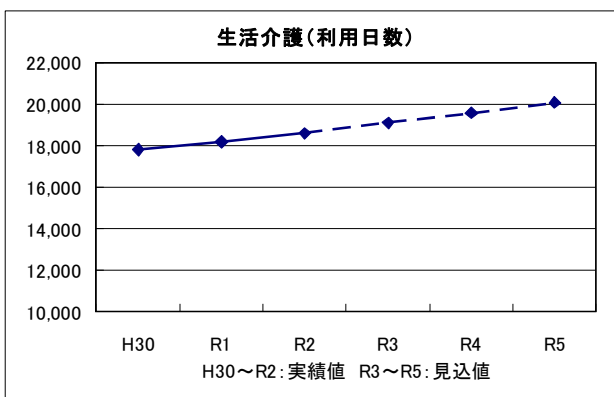
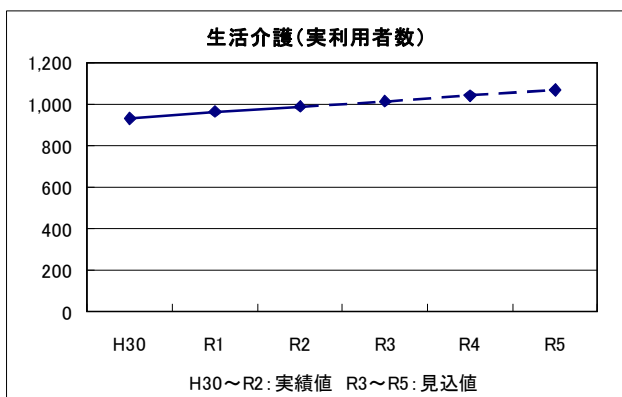
【サービスの概要】

常に介護を必要とする人に日中、入浴や排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

障がい者の地域での生活を支援するため、安定したサービス提供体制の維持について、サービス提供事業者等と連携を図ります。特に、重症心身障がい者や医療的ケアの必要な障がい者が利用できる体制の整備を推進します。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数/月	見込値	933	952	971	1,016	1,042	1,069
	実績値	932	965	990	—	—	—
利用日数/月	見込値	17,914	18,278	18,643	19,101	19,590	20,097
	実績値	17,806	18,183	18,612	—	—	—



(2) 自立訓練（機能訓練）

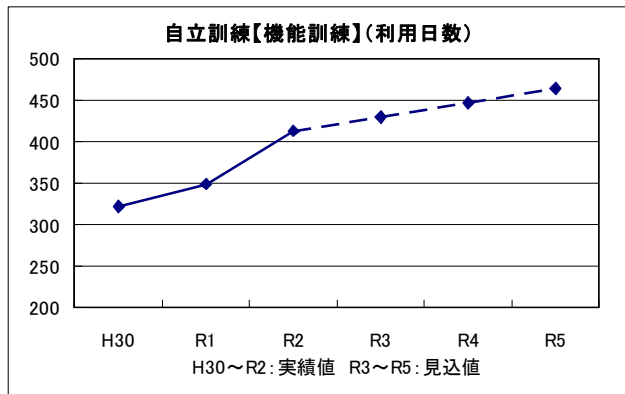
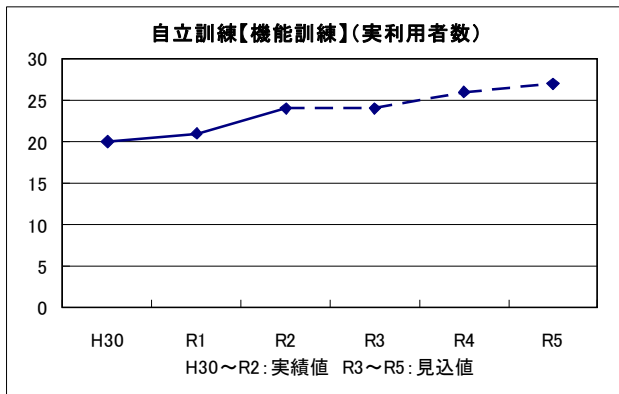
【サービスの概要】

身体障がい者等を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

障がい者の地域での生活を支援するため、安定したサービス提供体制の維持及び効果的な自立訓練の実施について、サービス提供事業者等と連携を図ります。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数／月	見込値	22	23	24	25	26	27
	実績値	20	21	24	—	—	—
利用日数／月	見込値	361	377	394	430	447	464
	実績値	322	349	413	—	—	—



(3) 自立訓練（生活訓練）

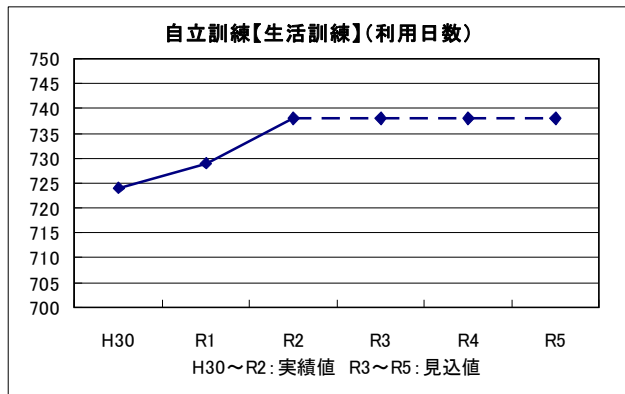
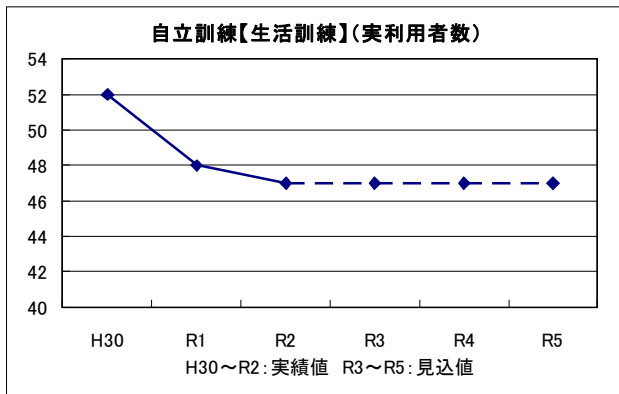
【サービスの概要】

知的障がい者及び精神障がい者を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

障がい者の地域での生活を支援するため、安定したサービス提供体制の維持について、サービス提供事業者等と連携を図ります。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数／月	見込値	53	58	64	47	47	47
	実績値	52	48	47	—	—	—
利用日数／月	見込値	806	882	973	738	738	738
	実績値	724	729	738	—	—	—



(4) 就労移行支援

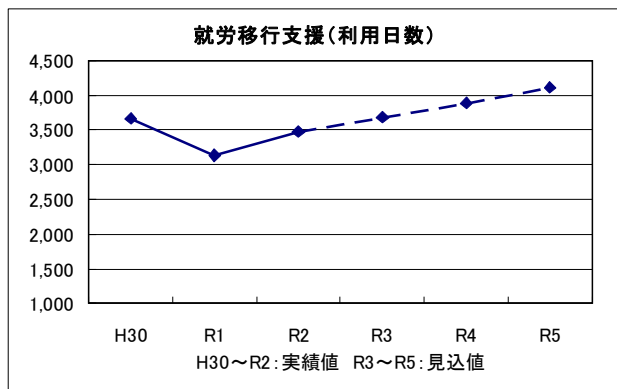
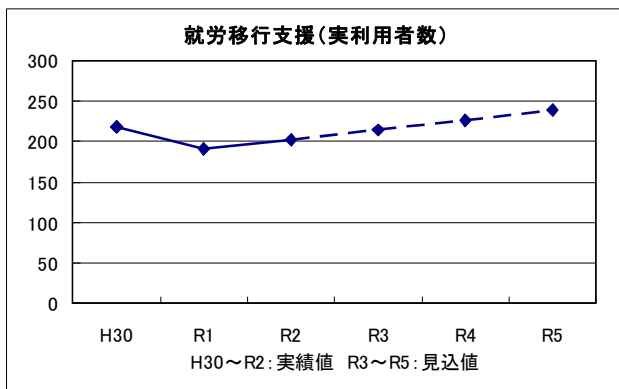
【サービスの概要】

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、就労移行に向けた支援等を行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

ハローワーク等関係機関と連携し、障がい者の就労を促進するとともに、障がい者の地域での自立した生活を支援するため、安定したサービス提供体制の維持について、サービス提供事業者等と連携を図ります。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数／月	見込値	205	216	228	214	226	239
	実績値	218	191	202	—	—	—
利用日数／月	見込値	3,547	3,737	3,944	3,681	3,887	4,111
	実績値	3,659	3,132	3,474	—	—	—



(5) 就労継続支援（A型）

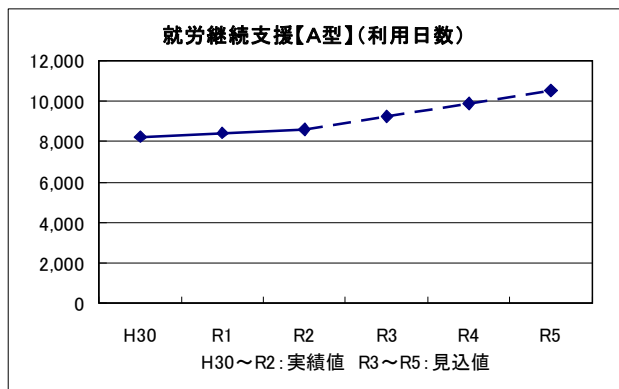
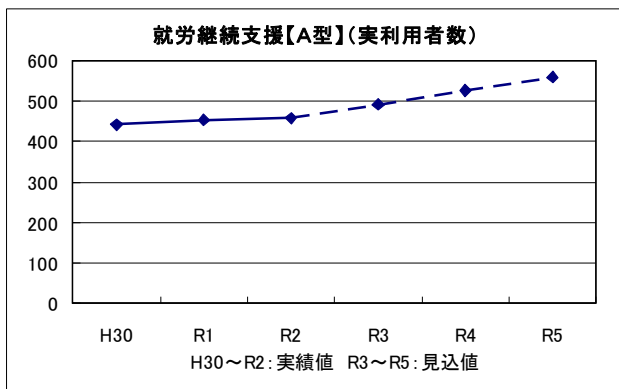
【サービスの概要】

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練や就労移行に向けた支援等を行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

ハローワーク等関係機関と連携し、障がい者の就労を促進するとともに、障がい者の地域での自立した生活を支援するため、安定したサービス提供体制の維持について、サービス提供事業者等と連携を図ります。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数／月	見込値	467	490	515	491	525	559
	実績値	441	453	457	—	—	—
利用日数／月	見込値	8,593	9,016	9,476	9,231	9,870	10,509
	実績値	8,224	8,417	8,592	—	—	—



(6) 就労継続支援（B型）

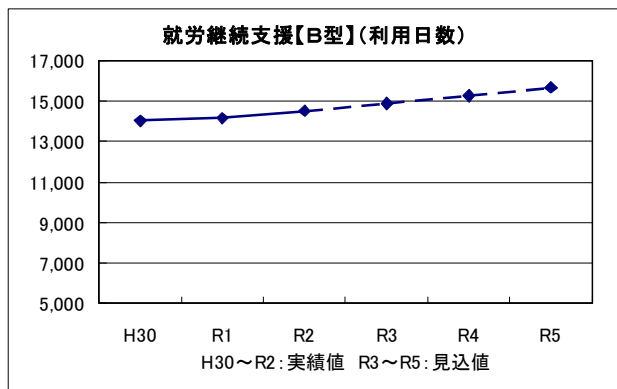
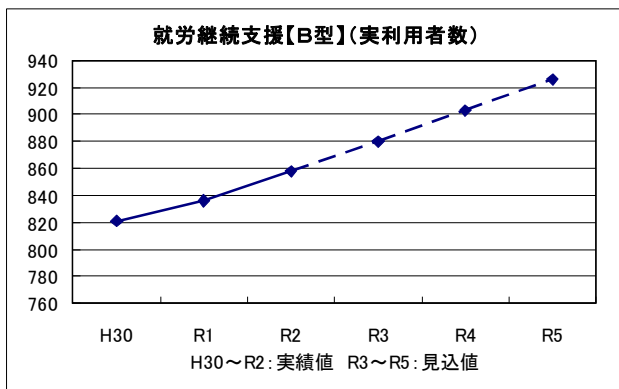
【サービスの概要】

企業等での就労経験がある人、就労移行支援事業の利用経験がある人等に、就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに、知識・能力が高まった人に対して、就労移行に向けた支援等を行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

障がい者の就労の場を確保し、地域での生活を支援するため、安定したサービス提供体制の維持について、サービス提供事業者等と連携を図ります。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数／月	見込値	812	853	896	880	903	926
	実績値	821	836	858	—	—	—
利用日数／月	見込値	13,885	14,586	15,322	14,872	15,261	15,649
	実績値	14,021	14,143	14,500	—	—	—



(7) 就労定着支援

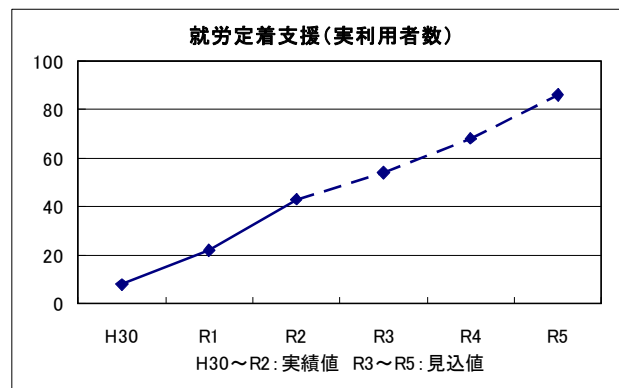
【サービスの概要】

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている人に対して、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

平成30年度からの新規サービスであり、引き続き安定したサービス提供体制の維持について、サービス提供事業者等と連携を図ります。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数/月	見込値	34	36	37	54	68	86
	実績値	8	22	43	—	—	—



(8) 療養介護

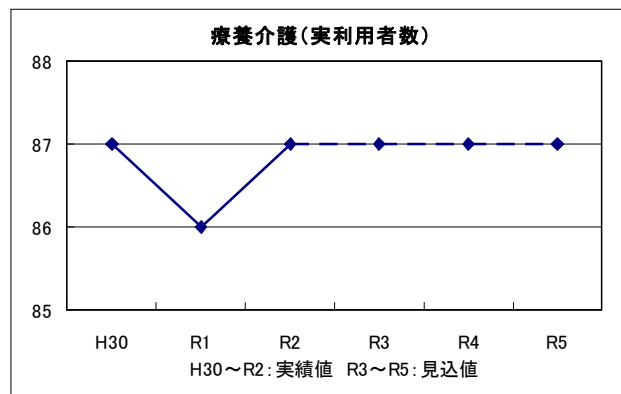
【サービスの概要】

医療と常時介護を必要とする人（主に筋萎縮性側索硬化症（ALS）や筋ジストロフィー患者などの重度障がい者）に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

安定したサービス提供体制の維持について、医療機関やサービス提供事業者等と連携を図ります。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数／月	見込値	83	83	83	87	87	87
	実績値	87	86	87	—	—	—



(9) 短期入所（ショートステイ）

【サービスの概要】

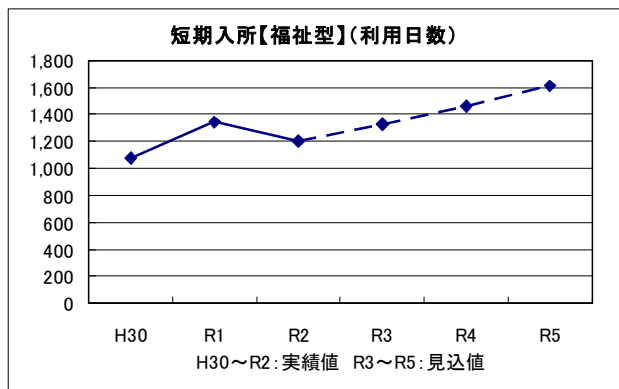
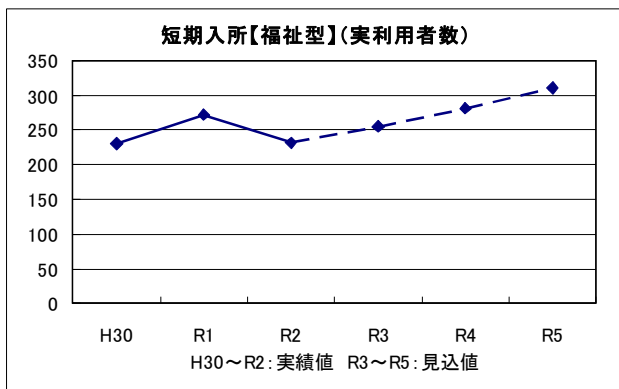
自宅で介護する人が病気の場合などに、障がい児・者を短期間施設に宿泊を伴う入所をさせ、入浴、排せつ、食事の介護などを行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

障がい者の地域での生活を支援するため、安定したサービス提供体制の維持について、サービス提供事業者等と連携を図ります。特に、重症心身障がい児や医療的ケアの必要な障がい児が利用できる体制の整備を推進します。

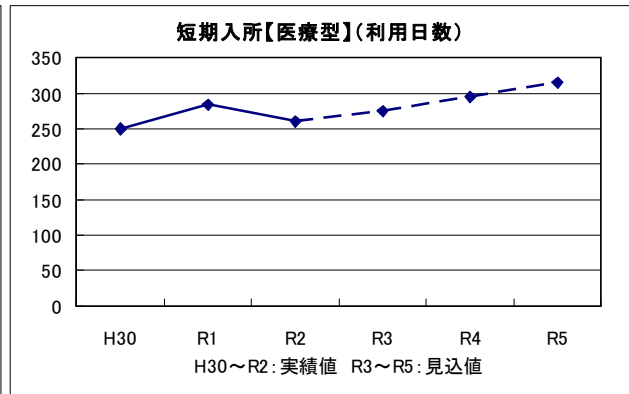
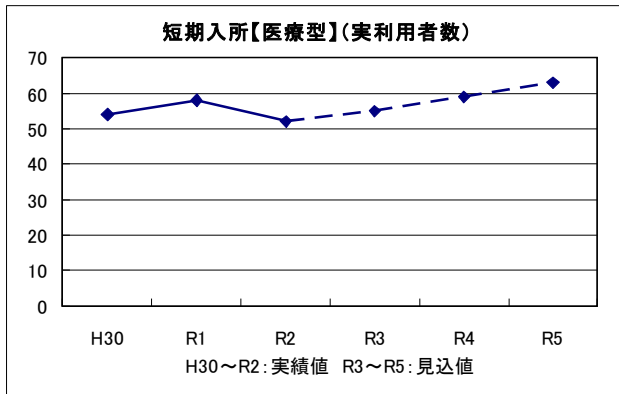
○福祉型

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数／月	見込値	230	237	244	255	281	310
	実績値	230	272	231	—	—	—
利用日数／月	見込値	1,081	1,114	1,147	1,326	1,461	1,612
	実績値	1,079	1,343	1,201	—	—	—



○医療型

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数／月	見込値	45	47	49	55	59	63
	実績値	54	58	52	—	—	—
利用日数／月	見込値	203	212	221	275	295	315
	実績値	250	284	260	—	—	—



3 居住系サービス

(1) 自立生活援助

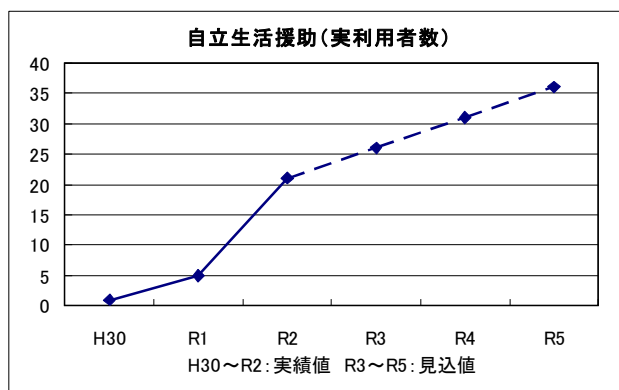
【サービスの概要】

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する者等を対象として、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な助言や医療機関との連絡調整を行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

平成30年度からの新規サービスであり、引き続き安定したサービス提供体制の維持について、サービス提供事業者等と連携を図ります。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数／月	見込値	2	3	4	26	31	36
	実績値	1	5	21	—	—	—



(2) 共同生活援助（グループホーム）

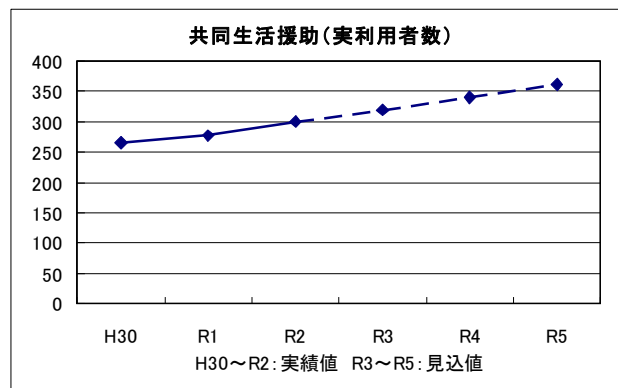
【サービスの概要】

共同生活を行う住居で、主として夜間に、相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

福祉施設入所者等の地域生活への移行を推進することにより、グループホームの利用者の増加が予想されるため、安定したサービス提供体制の維持について、サービス提供事業者等と連携を図ります。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数／月	見込値	257	271	285	319	340	361
	実績値	265	277	300	—	—	—



(3) 施設入所支援

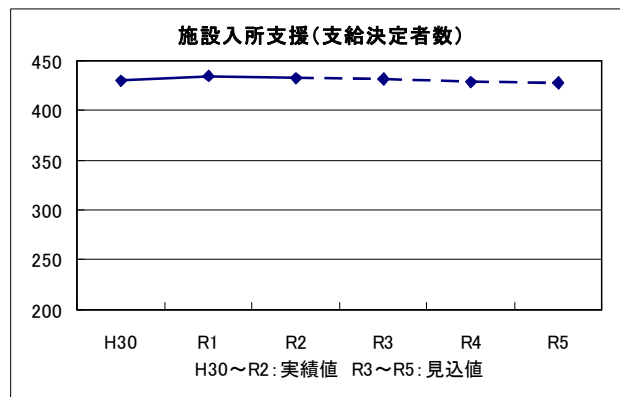
【サービスの概要】

障がい者支援施設に入所した人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

障がい者の自立支援の観点から、入所者の地域移行の推進を図るとともに、安定したサービス提供体制の維持について、サービス提供事業者等と連携を図ります。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数/月	見込値	418	415	412	432	430	428
	実績値	430	435	433	—	—	—



(4) 地域生活支援拠点等

【サービスの概要】

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図るものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

基幹相談支援センターを中核機関として、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、福祉・保健・医療・教育など地域の社会資源の連携体制の構築等に取り組みます。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置箇所数	見込値	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	1	1	—	—	—
検証・検討の実施回数	見込値	—	—	—	1	1	1
	実績値	—	—	—	—	—	—

4 相談支援

(1) 計画相談支援

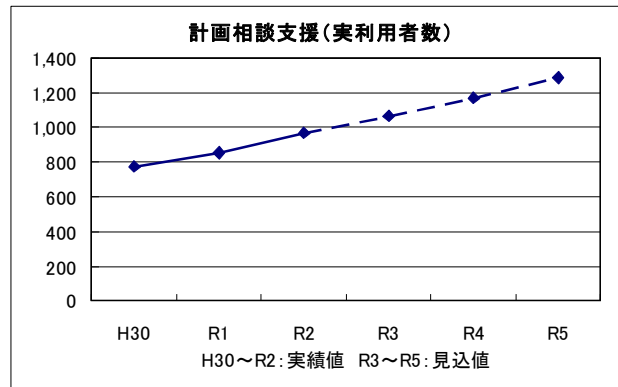
【サービスの概要】

障がい福祉サービスを利用する障がい児・者を対象として、サービス等利用計画を作成し、支給決定後のサービス事業者等との連絡調整や一定期間ごとの計画の見直し（モニタリング）を行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

多様化するサービスと利用者のニーズに対応するため、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の更なる充実を図ります。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数/月	見込値	687	721	757	1,064	1,170	1,287
	実績値	773	853	967	—	—	—



(2) 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

【サービスの概要】

「地域移行支援」・・・障がい者支援施設等や精神科病院に入所・入院している障がい者が地域での生活に移行するための支援を行うものです。

「地域定着支援」・・・居宅において単身等で生活する障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談・訪問などの支援を行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

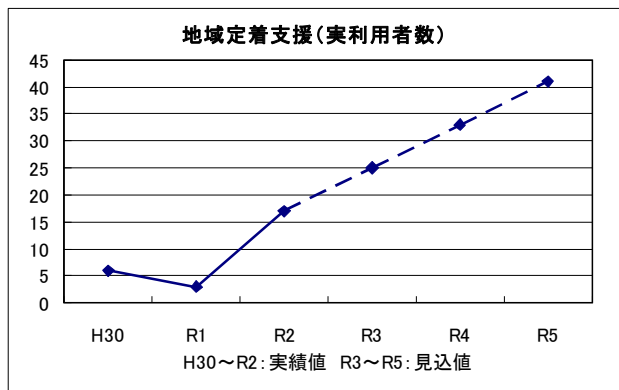
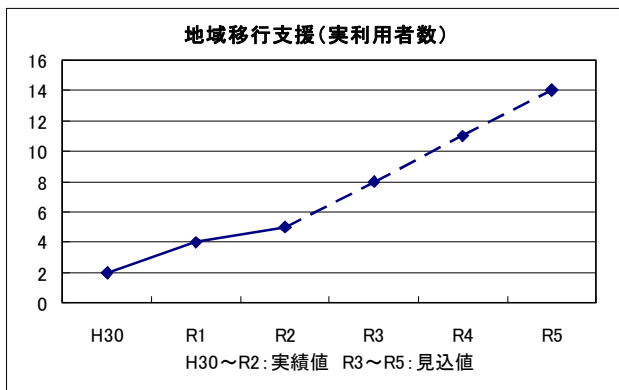
障がい者の地域での生活を支援する観点から、関係機関へサービスの利用方法等の周知を図るとともに、サービスの利用をさらに促進するため、サービス提供事業者等と連携を図ります。

○地域移行支援

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数/月	見込値	2	3	4	8	11	14
	実績値	2	4	5	—	—	—

○地域定着支援

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数/月	見込値	4	5	6	25	33	41
	実績値	6	3	17	—	—	—



5 障がい児通所等支援

(1) 児童発達支援

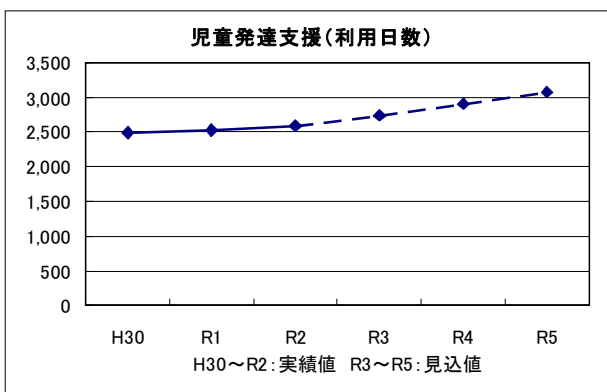
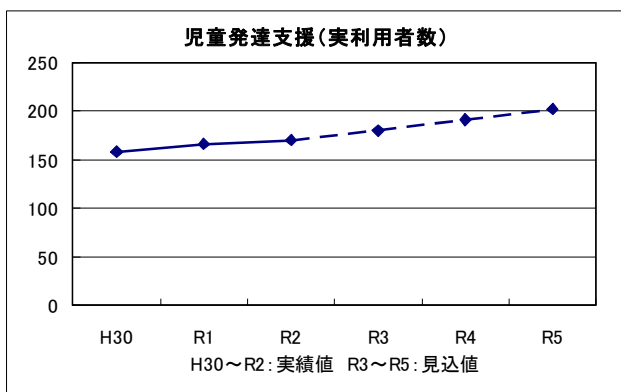
【サービスの概要】

療育等が必要な就学していない障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

障がい児の地域での生活を支援するため、安定したサービス提供体制の維持について、サービス提供事業者等と連携を図ります。特に、重症心身障がい児や医療的ケアの必要な障がい児が利用できる体制の整備を推進します。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数／月	見込値	158	163	168	180	191	202
	実績値	158	166	170	—	—	—
利用日数／月	見込値	2,528	2,608	2,688	2,736	2,903	3,070
	実績値	2,488	2,527	2,584	—	—	—



(2) 医療型児童発達支援

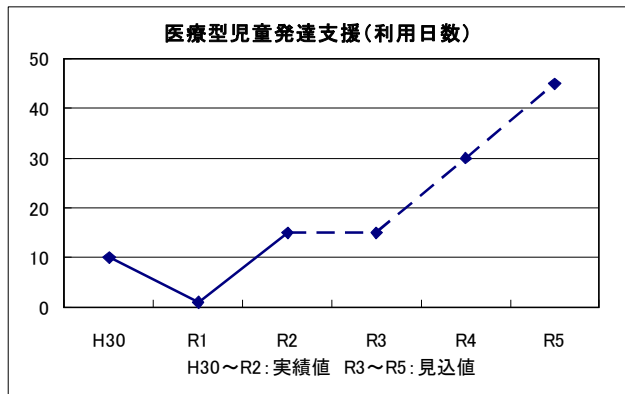
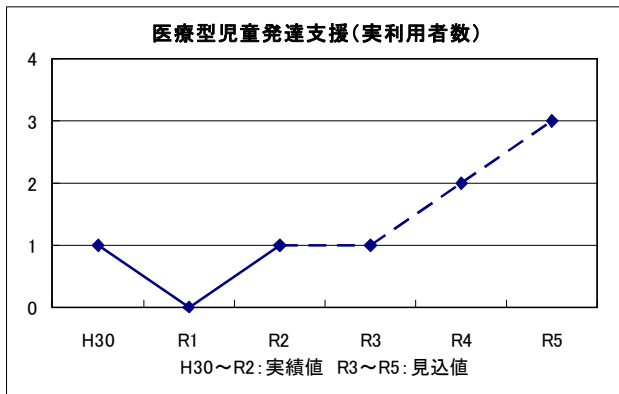
【サービスの概要】

肢体不自由（上肢、下肢又は体幹の機能障がい）があり、機能訓練又は医学的管理下での支援が必要と認められた障がい児に、児童発達支援及び治療を行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

医療的ケアの必要な障がい児の地域での生活を支援するため、安定したサービス提供体制の維持について、サービス提供事業者等と連携を図ります。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数／月	見込値	5	6	7	1	2	3
	実績値	1	0	1	—	—	—
利用日数／月	見込値	31	37	43	15	30	45
	実績値	10	1	15	—	—	—



(3) 放課後等デイサービス

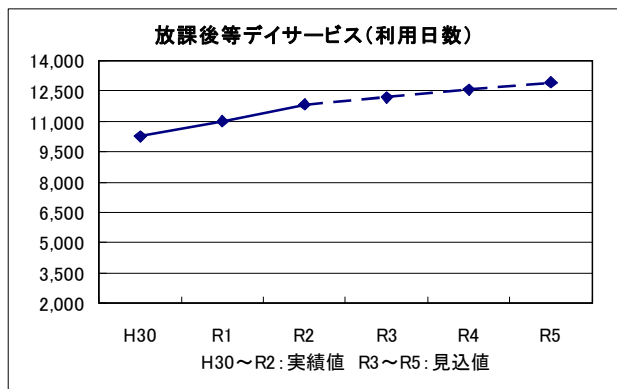
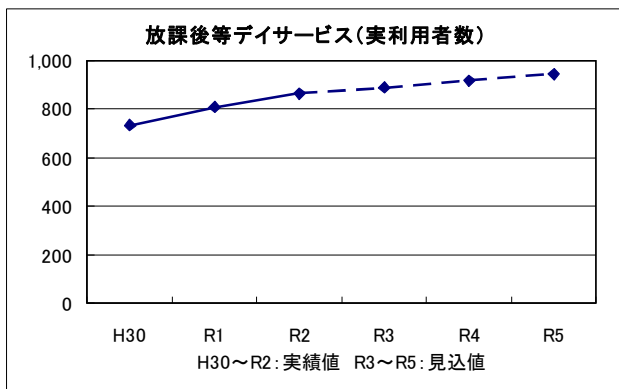
【サービスの概要】

就学児に、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

障がい児の地域での生活を支援するため、安定したサービス提供体制の維持について、サービス提供事業者等と連携を図ります。特に、重症心身障がい児や医療的ケアの必要な障がい児が利用できる体制の整備を推進します。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数／月	見込値	611	617	623	889	916	943
	実績値	734	809	863	—	—	—
利用日数／月	見込値	8,432	8,515	8,597	12,179	12,549	12,919
	実績値	10,241	11,002	11,823	—	—	—



(4) 保育所等訪問支援

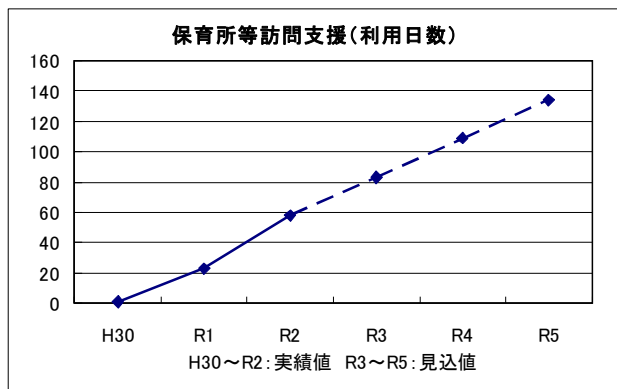
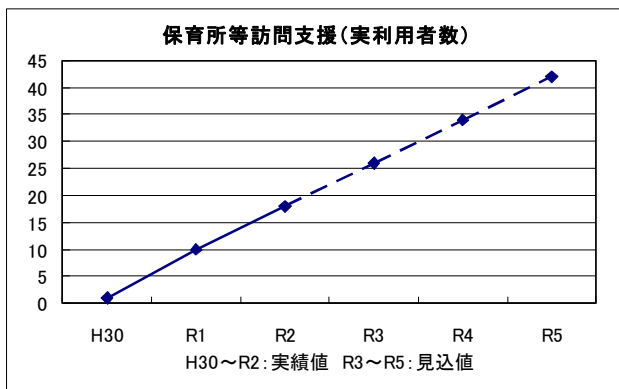
【サービスの概要】

保育所等に通う障がい児に、当該保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

障がい児の地域での生活を支援する観点から、保護者や保育所等へサービスの利用方法等の周知を図るとともに、サービスの利用をさらに促進するため、サービス提供事業者等と連携を図ります。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数／月	見込値	2	3	4	26	34	42
	実績値	1	10	18	—	—	—
利用日数／月	見込値	4	6	8	83	109	134
	実績値	1	23	58	—	—	—



(5) 居宅訪問型児童発達支援

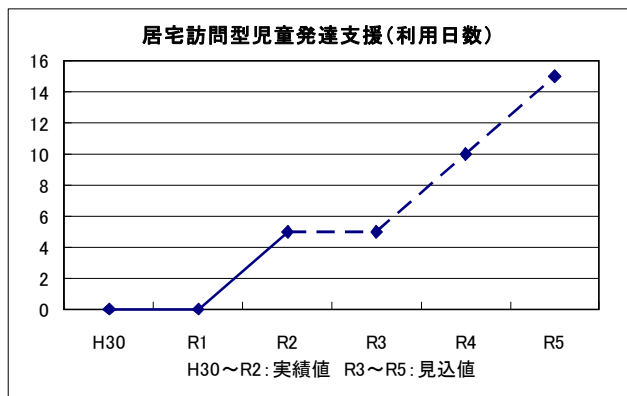
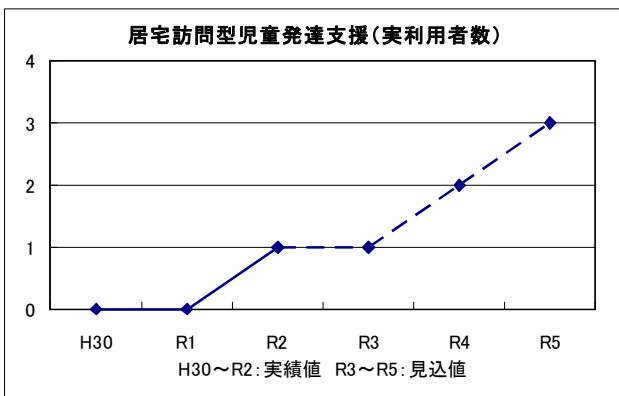
【サービスの概要】

重症心身障がい児などの重度の障がい児であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象として、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

平成30年度からの新規サービスであり、引き続き十分な情報提供に努めるとともに、サービスの利用を促進するため、サービス提供事業者等と連携を図ります。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数／月	見込値	1	2	3	1	2	3
	実績値	0	0	1	—	—	—
利用日数／月	見込値	5	10	15	5	10	15
	実績値	0	0	5	—	—	—



(6) 障がい児相談支援

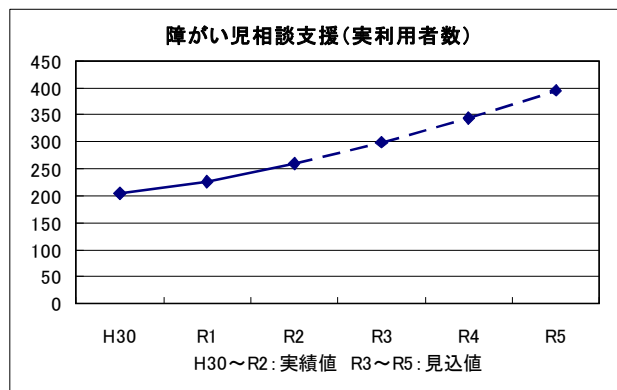
【サービスの概要】

障がい児通所支援を利用する障がい児を対象として、障がい児支援利用計画を作成し、支給決定後のサービス事業者等との連絡調整や一定期間ごとの計画の見直し（モニタリング）を行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

多様化するサービスや利用者のニーズに対応するため、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の更なる充実を図ります。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数／月	見込値	183	192	202	299	344	395
	実績値	205	226	260	—	—	—



(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

「医療的ケア児等支援事業」において、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、医療的ケアの必要な障がい児が適切な支援を受けられるように、保健、福祉、医療等の連携を促進します。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数	見込値	0	1	1	1	1	1
	実績値	0	1	1	—	—	—

6 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【サービスの概要】

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療及び福祉関係者の連携を促進します。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

保健、医療及び福祉関係者による協議の場である自立支援協議会の地域移行支援部会にて、重層的な連携による支援体制の構築に向けた検討を行います。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	見込値	10	10	10
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	見込値	180	180	180
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	見込値	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援	見込値	7	9	12
精神障がい者の地域定着支援	見込値	15	20	25
精神障がい者の共同生活援助	見込値	112	119	126
精神障がい者の自立生活援助	見込値	22	27	31

7 相談支援体制の充実・強化のための取組

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援を基幹相談支援センターにて実施し、体制の強化を図ります。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による指導・助言件数	見込値	12件	12件	12件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	見込値	6件	6件	6件
地域の相談機関との連携強化の取組実施回数	見込値	6件	6件	6件

8 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくための取組として、市職員の研修等への参加のほか、事業所や関係自治体等との情報共有を図ることで、サービスの質の向上を図ります。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数	見込値	5人	5人	5人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有回数	見込値	1回	1回	1回
指導監査結果の関係市町村との共有回数	見込値	1回	1回	1回

第6章 地域生活支援事業等の見込み量及び見込み量確保のための方策

※令和2年度の実績値＝令和2年12月時点での年度推計

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

【事業の内容】

希望する民間事業者、学校等へ登録講師を派遣し、福祉講話や車いす体験等を行い、福祉への理解を深めてもらうものです。

【実施に関する考え方】

社会福祉法人等への委託により事業を実施し、啓発及び障がい者の社会参加促進を図っていきます。

【見込み量確保のための方策】

多方面に福祉関係機関やボランティア団体とのネットワークを有する市社会福祉協議会に委託することにより、効果的かつ効率的な事業を行います。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	見込値	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有	—	—	—

(2) 相談支援事業

①-1 障がい者相談支援事業

【事業の内容】

障がい者等の福祉に関するさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のために関係機関との連携その他障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。具体的には、福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、権利の擁護のために必要な援助、専門機関の紹介等を行います。

【実施に関する考え方】

社会福祉法人への委託により実施し、基幹相談支援センター内に相談窓口を設置するなど、必要な情報の提供や支援等を行います。

【見込み量確保のための方策】

各法人で連携しながら相談支援事業所の中核的な役割を担うことを目指します。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	見込値	6	6	6	4	4	4
	実績値	6	6	5	—	—	—

①-2 基幹相談支援・虐待防止センター

【事業の内容】

基幹相談支援センターは、平成25年4月より設置され、障がいの種別に関係なく地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務とともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関との連携の支援を総合的に行います。また、虐待防止センターを併設することにより、障がい者への虐待事例の早期発見、早急な対応につなげます。

【実施に関する考え方】

社会福祉法人への委託により実施し、専門的な知識を十分に活用したきめ細かな支援の提供を行います。

【見込み量確保のための方策】

各法人で連携しながら相談支援事業所の中核的な役割を担うことを目指します。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置の有無	見込値	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有	—	—	—

②基幹相談支援センター等機能強化事業

【事業の内容】

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センターに配置することや、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図るものです。

【実施に関する考え方】

宮崎市障がい者総合サポートセンターを中心に基幹相談支援センターへ業務委託し、地域の相談支援体制の強化や人材育成の支援、地域の相談支援機関との連携強化等を行います。

【見込み量確保のための方策】

各法人で連携しながら、相談支援機能の強化を図ります。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	見込値	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有	—	—	—

③住宅入居等支援事業

【事業の内容】

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対して、入居に必要な調整等に係る支援等を行うものです。

【実施に関する考え方】

基幹相談支援センターに業務委託し、各関係機関等と連携を図りながら実施します。

【見込み量確保のための方策】

障がい者や不動産業者等から受ける相談の内容により、どのような支援が必要か状況の把握に努め、支援を行います。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	見込値	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有	—	—	—

(3) 成年後見制度利用支援事業

【事業の内容】

知的障がい者又は精神障がい者の自己決定の尊重と権利の擁護を図るために、必要に応じて成年後見制度の利用に係る審判請求を行うとともに、それに要する費用及び成年後見人の報酬の全部又は一部を助成するものです。

【実施に関する考え方】

要支援者（知的障がい者又は精神障がい者）に適した成年後見人等を選定するため、社会福祉士会や行政書士会などの関係団体に候補者の推薦を依頼し、裁判所へ審判請求を行います。

【見込み量確保のための方策】

パンフレット等活用による広報に努め、制度の周知を図ることで利用を促進します。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
報酬助成件数/年 (知的障がい者)	見込値	4	4	4	12	13	14
	実績値	6	8	11	—	—	—
報酬助成件数/年 (精神障がい者)	見込値	—	—	—	25	29	34
	実績値	2	10	17	—	—	—

(4) 意思疎通支援事業

①手話通訳者・要約筆記者派遣事業

【事業の内容】

聴覚障がい者等に対して、手話通訳者・要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの仲介を行うものです。

【実施に関する考え方】

社会福祉法人等への委託により実施し、聴覚障がい者の社会参加促進を図っていきます。利用者負担は無料とします。

【見込み量確保のための方策】

委託先と連携を図り、広報活動を充実し、利用の促進に努めます。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
派遣件数/年	見込値	820	820	820	720	710	700
	実績値	736	818	627	—	—	—

②手話通訳者設置事業

【事業の内容】

手話通訳者を配置し、聴覚障がい者等の相談支援などでのコミュニケーションを円滑に行うものです。

【実施に関する考え方】

社会福祉法人等への委託により実施し、障がい福祉課等にそれぞれ手話通訳者を配置して、聴覚障がい者との円滑なコミュニケーションを図っていきます。利用者負担は無料とします。

【見込み量確保のための方策】

委託先と連携を図り、障がい福祉に理解と熱意を有する手話通訳者の確保に努めます。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置者数/年	見込値	2	2	2	1	1	1
	実績値	2	2	2	—	—	—

(5) 日常生活用具給付等事業

【事業の内容】

日常生活の便宜やその福祉の増進を図るため、障がい者等に日常生活支援用具等を給付するものです。

【実施に関する考え方】

障がい者の事務手続きの煩雑さを軽減し、事業の利用促進を図るため、給付事業として実施します。利用者負担は基準額の1割とします。

【見込み量確保のための方策】

利用者及び取扱業者と連携を図り、用具の種目について、利用者への周知に努めます。

(給付等件数/年)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練 支援用具	見込値	47	48	49	33	34	35
	実績値	34	31	32	—	—	—
自立生活 支援用具	見込値	121	124	126	110	114	117
	実績値	95	104	107	—	—	—
在宅療養等 支援用具	見込値	90	92	94	149	153	157
	実績値	77	140	144	—	—	—
情報・意思疎通 支援用具	見込値	70	71	73	87	90	92
	実績値	73	82	84	—	—	—
排泄管理 支援用具	見込値	2,300	2,350	2,400	2,605	2,683	2,763
	実績値	2,394	2,455	2,529	—	—	—
居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	見込値	20	20	20	16	16	16
	実績値	15	13	16	—	—	—

(6) 手話奉仕員養成研修事業

【事業の内容】

手話の学習経験がない者などに対して、相手の手話が理解でき、手話で日常会話が可能な程度に養成を行うものです。

【実施に関する考え方】

社会福祉法人への委託により実施し、手話ができる人が増えるよう事業の充実を図っていきます。

【見込み量確保のための方策】

市広報紙等を活用し、市民への周知を図ることで受講生の確保に努めます。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養成講習	見込値	45	50	55	35	60	65
修了者数	実績値	62	67	0	—	—	—

(7) 移動支援事業

① 重度身体障がい者移動支援事業

【事業の内容】

一般の交通手段の利用が困難な重度障がい者に対して、住民参加型の移送サービスを行うものです。

【実施に関する考え方】

社会福祉法人への委託により実施し、重度障がい者の移動支援を実施します。利用者負担は燃料費の実費相当額とします。

【見込み量確保のための方策】

運転ボランティアの確保に努めます。また、道路運送法による福祉有償運送の許可を受け、適正な運送を継続して実施していきます。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数/年	見込値	1,200	1,200	1,200	550	550	550
	実績値	687	627	410	—	—	—
延べ利用時間数/年	見込値	1,000	1,000	1,000	450	450	450
	実績値	564	567	340	—	—	—

②外出介護事業

【事業の内容】

外出時に支援が必要な障がい児・者に対し、ガイドヘルパーを派遣し、マンツーマンによる支援（個別支援型）、屋外でのグループワーク、同一目的地及びイベントへの複数参加の場合の同時支援（グループ支援型）による移動支援を行うものです。

【実施に関する考え方】

障がい者の事務手続きの煩雑さを軽減し、事業の利用促進を図るため、給付事業として実施します。利用者負担は障がい福祉サービスに準じて設定します。

【見込み量確保のための方策】

障がい者の地域での生活を支援するため、安定したサービスの提供体制の維持について、サービス提供事業者等と連携を図ります。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数/年	見込値	458	472	486	506	540	577
	実績値	479	474	504	—	—	—
延べ利用時間数/年	見込値	35,000	36,000	37,000	41,087	43,848	46,852
	実績値	39,022	39,072	33,656	—	—	—

③福祉バス運行事業

【事業の内容】

公共交通機関での移動が困難な障がい者団体の移動を支援するため、車いす対応のリフト付き福祉バスを運行するものです。

【実施に関する考え方】

社会福祉法人への委託により実施し、適正な運行に努めます。利用者負担は燃料費の実費相当額とします。

【見込み量確保のための方策】

関係団体や利用者の意見等を踏まえながら、より効果的・効率的な事業運営を図り、利用者の確保に努めます。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数/年	見込値	3,200	3,200	3,200	2,460	2,460	2,460
	実績値	2,614	2,103	1,840	—	—	—
延べ利用時間数/年	見込値	800	800	800	690	690	690
	実績値	732	703	520	—	—	—

(8) 地域活動支援センター機能強化事業

①地域活動支援センターⅠ型事業

【事業の内容】

精神保健福祉士等の専門職員を配置して、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発、ピアカウンセリング等の事業等を実施するものです。

【実施に関する考え方】

社会福祉法人への委託により実施し、医療・福祉及び地域と連携を強化して障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。利用者負担は無料とします。

【見込み量確保のための方策】

各種大会や研修会など、あらゆる機会を通じて広報・啓発活動を行うとともに、宮崎市障がい者総合サポートセンターなどの関係機関と連携を図りながら、利用の促進に努めます。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	見込値	2	2	2	2	2	2
	実績値	2	2	2	—	—	—
延べ利用者数/年	見込値	11,650	11,700	11,750	11,500	11,500	11,500
	実績値	11,651	11,499	11,500	—	—	—

②地域活動支援センターⅡ型事業

【事業の内容】

地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供するものです。

【実施に関する考え方】

障がい者の事務手続きの煩雑さを軽減し、事業の利用促進を図るため、給付事業として実施します。利用者負担は障がい福祉サービスに準じて設定します。

【見込み量確保のための方策】

障がい者の地域での生活を支援するため、安定したサービスの提供体制の維持について、サービス提供事業者等と連携を図ります。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	見込値	1	1	1	3	3	3
	実績値	2	3	3	—	—	—
実利用者数/年	見込値	32	32	32	38	39	40
	実績値	37	39	37	—	—	—

③地域活動支援センターⅢ型事業

【事業の内容】

障がい者等に対して、創作的活動、生産活動の機会の提供等を行うものです。

【実施に関する考え方】

地域活動支援センターに対する補助事業として実施し、日中活動の場を提供することで障がい者等の地域生活の促進を図ります。利用者負担は無料とします。

【見込み量確保のための方策】

適切な運営の指導・援助等を行うとともに、利用状況の把握に努めます。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	見込値	4	4	4	3	3	3
	実績値	3	3	3	—	—	—
実利用者数／年	見込値	60	60	60	60	60	60
	実績値	58	62	44	—	—	—

(9) 障がい児等療育支援事業

【事業の内容】

在宅の重症心身障がい児、知的障がい児及び身体障がい児等の地域における生活を支えるために、訪問による療育指導や外来による専門的な療育相談・指導、障がい児の通う保育所又は障がい児通所支援事業の職員の療育技術の指導及び療育機関に対する支援を実施するものです。

【実施に関する考え方】

社会福祉士等の専門的職員を配置した社会福祉法人への委託により実施し、在宅の重症心身障がい児、知的障がい児及び身体障がい児等の地域における生活を支えます。利用者負担は無料とします。

【見込み量確保のための方策】

身近な地域で療育指導等を実施するとともに、医療・保健などの分野と連携してきめ細やかな療育・相談支援を実施します。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	見込値	3	3	3	3	3	3
	実績値	3	3	3	—	—	—

(10) 専門性の高い意思疎通支援者養成研修事業

【事業の内容】

意思疎通を図ることに支障のある障がい者が自立した社会生活を営むことができるよう、手話通訳者・要約筆記者の養成を行うものです。

【実施に関する考え方】

社会福祉法人等への委託により実施し、意思疎通支援者が増えるよう充実を図っていきます。

【見込み量確保のための方策】

市広報紙等を活用し、要約筆記者養成について市民への周知を図るとともに、手話奉仕員養成研修の修了生への案内を遺漏なく行い、受講生の確保に努めます。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養成講習	見込値	90	90	90	90	90	90
修了者数	実績値	87	86	0	—	—	—

2 その他の事業

(1) 福祉ホーム事業

【事業の内容】

居宅で生活することが困難な障がい者に、低額な料金で居室、その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行うものです。

【実施に関する考え方】

専門職員及び事業実施可能な施設を擁する社会福祉法人等に対する補助事業として実施し、居住の場を提供するとともに、利用者の日常生活に関する相談、助言等を行います。

【見込み量確保のための方策】

福祉ホームの設置目的を踏まえ、入居を希望する障がい者に対して、事業者との連携を図り支援を行います。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	見込値	1	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1	—	—	—
実利用者数/年	見込値	20	20	20	21	21	21
	実績値	19	18	21	—	—	—

(2) 訪問入浴サービス事業

【事業の内容】

家庭や他のサービスによる入浴が困難な在宅の身体障がい者に対して、居住地へ入浴車を派遣し、入浴の介護を行うものです。

【実施に関する考え方】

障がい者の事務手続きの煩雑さを軽減し、事業の利用促進を図るため、給付事業として実施します。利用者負担は障がい福祉サービスに準じて設定します。

【見込み量確保のための方策】

障がい者の地域での生活を支援するため、安定したサービスの提供体制の維持について、サービス提供事業者等と連携を図ります。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数/年	見込値	17	18	19	42	45	48
	実績値	28	34	39	—	—	—
延べ利用日数/年	見込値	1,142	1,211	1,284	3,713	3,978	4,243
	実績値	1,848	2,522	3,448	—	—	—

(3) 点字・声及び手話の広報等発行事業

【事業の内容】

文字による情報入手が困難な障がい者のために、点字、ビデオ、DVD、CDで広報を作製し、提供するものです。

【実施に関する考え方】

社会福祉法人等への委託事業として実施し、継続して情報の提供を行います。利用者負担は無料とします。

【見込み量確保のための方策】

広報等により障がい者への周知を図ります。また、利用者のニーズに合わせて実施していきます。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ作製本数/年	見込値	3,100	3,100	3,100	3,300	3,300	3,300
	実績値	3,272	3,203	3,200	—	—	—

(4) 自動車運転免許取得・改造助成事業

【事業の内容】

身体障がい者の自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成するものです。

【実施に関する考え方】

自動車運転免許の取得については10万円、自動車の改造については9万円を限度に助成し、身体障がい者の社会参加の促進を図っていきます。

【見込み量確保のための方策】

広報活動等を充実し、業者等とも連携をとりながら、利用を促します。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数/年	見込値	14	14	14	14	14	14
	実績値	12	25	14	—	—	—

(5) 日中一時支援事業

【事業の内容】

日中における障がい者等の一時的な見守り及び活動の場の確保並びに家族の就労支援、介護者の一時的な休息の確保等の支援を行うものです。

【実施に関する考え方】

障がい者の事務手続きの煩雑さを軽減し、事業の利用促進を図るため、給付事業として実施します。利用者負担は障がい福祉サービスに準じて設定します。

【見込み量確保のための方策】

障がい者の地域での生活を支援するため、安定したサービスの提供体制の維持について、サービス提供事業者等と連携を図ります。特に、重症心身障がい児・者や医療的ケアの必要な障がい児・者が利用できる体制の整備を図ります。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数/年	見込値	857	874	891	755	757	759
	実績値	723	753	695	—	—	—
延べ利用日数/年	見込値	51,500	52,000	52,500	45,753	45,874	45,995
	実績値	44,331	45,810	44,333	—	—	—

(6) 協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援事業

【事業の内容】

「誰もが住みよいまち」づくりを実現するため、障がい者等が直面している課題の解決策等を話し合う自立支援協議会の運営及び市民への啓発活動を支援するものです。

【実施に関する考え方】

障がい種別に応じたそれぞれの障がい者等が抱える課題等を共有し、解決するとともに、広く市民に障がいへの理解を深めることで、総合的な地域生活支援の実現を図っていきます。

【見込み量確保のための方策】

関係団体、障がい福祉サービス事業所、当事者、行政等によって構成される、7つの専門部会を設置し、支援体制を構築します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
会議等	見込値	1,000	1,000	1,000
参加者数/年	実績値	—	—	—

(7) 障がい者差別解消・虐待防止対策事業

【事業の内容】

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む）、難病患者等に対する差別解消、虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応、再発防止等のため、関係機関等との連携協力体制の整備等を図るものです。

【実施に関する考え方】

障がい種別に応じた障がい理解に関する啓発活動や、差別解消支援地域協議会及び虐待防止ネットワーク等を通して、関係機関と連携・協力による介入・支援を行い、障がい者等が尊厳ある安心した生活を送ることができるよう、障がい者等の権利利益の擁護を図ります。

【見込み量確保のための方策】

基幹相談支援・虐待防止センターと連携して障がい者虐待防止に対応するとともに、啓発リーフレット等を配布し、障害者差別解消法に関する市民への周知啓発・職員研修に努めます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
研修等	見込値	500	500	500
受講者数/年	実績値	—	—	—
出前講座	見込値	450	500	550
受講者数/年	実績値	—	—	—

第7章 資料

1 パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、多くの市民の意見をいただくため、パブリックコメントを実施しました。寄せられたご意見は計画に反映するとともに、今後の施策の参考とさせていただきます。

〔募集期間〕 令和3年1月25日（月）～2月24日（水）

2 計画の策定経過

R2年	5月	国より基本指針の提示
	7月	新たな障がい福祉サービスのニーズ調査（県障がい福祉課実施） 施設入所支援の利用実態・ニーズ調査（県障がい福祉課実施）
	8月	市町村担当者説明会（書面開催） 障がい福祉サービス提供実態調査 障がい者団体等へのアンケート調査
	9月	サービス見込み量の設定作業 県へ数値目標及びサービス見込み量に係る中間報告書提出（16日）
	10月	第1回宮崎市障がい者施策推進協議会 開催（21日） 県の市町村ヒアリング（22日）
	11月	宮崎市自立支援協議会幹事会 開催（13日）
	12月	第2回宮崎市障がい者施策推進協議会（書面開催）
R3年	1月	パブリックコメント実施
	3月	第6期宮崎市障がい福祉計画 策定

第6期宮崎市障がい福祉計画

(第2期宮崎市障がい児福祉計画)

(発行年月) 令和3年3月
(編集・発行) 宮崎市役所 福祉部 障がい福祉課
〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号
電 話 0985-21-1772
FAX 0985-21-1776
メール 10syogai@city.miyazaki.miyazaki.jp